

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（大規模／ため池整備工事（都市型））粟井新池地区）計画を平成25年2月8日定めた。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成25年2月20日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成25年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造